（健康保険法施行規則第百三十五条の二の二第二項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める額の一部改正）

第三条　健康保険法施行規則第百三十五条の二の二第二項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める額（平成二十二年厚生労働省告示第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
健康保険法施行規則第百三十五条の二の二第二項第四号に規定する厚生労働大臣が定める額は、次の各号に掲げる額とする。 一　イに掲げる額から、ロに掲げる額をイに掲げる額を控除した額をハに掲げる数からニに掲げる数を控除した数で除して得た額にニに掲げる数を乗じて得た額を控除した額が健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十五条の二第二号に掲げる額の千分の〇・一に相当する額を超える場合における当該超える額（この額に五百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とし、五百円以上千円未満の端数が生じたときは、これを千円に切り上げた額） イ　当該支部被保険者及びその被扶養者である平成四年四月三十日環保業第二百二十七号環境事務次官通知「水俣病総合対策費の国庫補助について」による療養費又は研究治療費若しくは平成十七年五月二十四日環保企発第〇五〇五二四〇〇一号環境事務次官通知「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」による研究治療費の支給対象者（以下「対象者」という。）に係る療養の給付等に要する費用の見込額から当該見込額のうち健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）の規定により支払うべき一部負担金に相当する額及び法第百五十三条の規定による国庫補助の額の合算額の見込額を控除した額 ロ～ニ　（略） 二　（略）	健康保険法施行規則第百三十五条の二の二第二項第四号に規定する厚生労働大臣が定める額は、次の各号に掲げる額とする。 一　イに掲げる額から、ロに掲げる額をイに掲げる額を控除した額をハに掲げる数からニに掲げる数を控除した数で除して得た額にニに掲げる数を乗じて得た額を控除した額が健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十五条の二第二号に掲げる額の千分の〇・一に相当する額を超える場合における当該超える額（この額に五百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とし、五百円以上千円未満の端数が生じたときは、これを千円に切り上げた額） イ　当該支部被保険者及びその被扶養者である平成四年四月三十日環保業第二百二十七号環境事務次官通知「水俣病総合対策費の国庫補助について」による療養費又は研究治療費若しくは平成十七年五月二十四日環保企発第〇五〇五二四〇〇一号環境事務次官通知「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」による研究治療費の支給対象者（以下「対象者」という。）に係る療養の給付等に要する費用の見込額から当該見込額のうち健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）の規定により支払うべき一部負担金に相当する額及び法第百五十三条第一項の規定による国庫補助の額の合算額の見込額を控除した額 ロ～ニ　（略） 二　（略）

○厚生労働省告示第二百三十八号

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）第十七条の二第一項第四号及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成十一年厚生省令第四十三号）第九条の五の規定に基づき、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第十七条の二第一項第四号及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令第九条の五の規定に基づく厚生労働大臣が定める組合員の報酬及び組合の標準報酬総額を次のように定め、平成二十九年七月一日から適用する。

平成二十九年六月三十日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第十七条の二第一項第四号及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令第九条の五の規定に基づく厚生労働大臣が定める組合員の報酬及び組合の標準報酬総額

介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）第十七条の二第一項第四号及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成十一年厚生省令第四十三号）第九条の五に規定する厚生労働大臣が定める組合員の報酬及び組合の標準報酬総額は次のとおりとする。

組合員の報酬	組合の標準報酬総額
第二号被保険者である第一種組合員の基準報酬月額及び基準賞与額	第二号被保険者である第一種組合員の基準報酬月額の当該年度の合計額の総額を介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第十七条の二第一項第二号及び第三号並びに第二項の規定の例により補正して得た額及び第二号被保険者である第一種組合員の基準賞与額の同年度の合計額の総額を合算した額

○厚生労働省告示第二百三十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十五条の二第二項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十五条第二項の規定に基づき、健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十九年十月一日から適用する。ただし、同日前の生活療養標準負担額については、なお従前の例による。

平成二十九年六月三十日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示

（健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部改正）

第一条　健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成八年厚生省告示第二百三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
一　（略） 二　健康保険の生活療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものの額は、三食に相当する額を限度とする。	一　（略） 二　健康保険の生活療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものの額は、三食に相当する額を限度とする。